

【請願趣旨】

岩手に住む私たちにとって暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠くことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることはすべての県民の願いです。

しかし、昨年の秋以降の世界的な経済危機・不況をうけて適正な価格に戻りほっとしていた原油価格が、このところ1バーレル70ドル前後の高値となってきました。経済産業省の昨年のエネルギー白書では「原油は世界的な実需では妥当な価格は概ね50ドル」としており、実需が落ち込んでいる現状からみると、原油価格がその1.4倍の高値をつけているのは異常な状況です。これは、昨年同様「投機マネー」の流入が要因です。国際的にも、世界の人々のくらしに大きな影響を与える原油・穀物先物市場などへの「投機マネーは規制すべき」の世論や動きも高まっていますが、その取り組みは弱く、このままでは、昨年のような原油の暴騰による灯油などの異常高騰がいつまた起きるかもしれません。日本としても規制にむけた積極的な役割が求められます。

また、国内の灯油価格もシーズンを前にじわじわと上がってきており、1缶1,246円(9月14日石油情報センター調べ県内配達平均価格)と、昨シーズン後半の価格よりも高くなっています。この間、国内の石油元売会社は寡占化を強め、また昨年からは「週決め市場連動」による仕切り価格によって、元売会社主導の価格決めがさらに強まってきました。しかし、この間の規制緩和によって、国の対応は「指導」にとどまっており、「規制」が働いていません。

昨年秋からの世界的な不況と雇用の悪化の中で、私たちのくらしは一層きびしさを増しており、冬場の灯油代は家計に重い負担となります。ここ2年の岩手県としての積極的な「福祉灯油」の実施は、高齢者や生活弱者へのあたたかい支援となっており、今年も期待し待っている県民も多くいます。

県民の生活を守るために、岩手県として、以下の対策を実施されることを、お願いいたします。

【請願項目】

1. 岩手県として、生活支援の視点から、この2年間実施してきた「福祉灯油」の対策を引き続き、行うこと。
2. 以下の点について、地方自治法第99条に基づき、国に意見書を提出すること。
 - 1) 需給を反映した原油価格となるよう、日本が率先して各国と連携し、「投機マネー」の規制を推進すること。
 - 2) 国内の石油元売会社に対して、適正価格と安定供給のための監視・指導を強めること。
 - 3) 石油製品の適正価格と安定供給のために、「新しい石油行政」を構築すること。
政府は、1996年3月、特定石油製品輸入暫定措置法を廃止し、1997年6月には、石油流通における「行政不介入」を旨とする報告書をまとめました。しかし、国は石油関連予算として年間2,000億円を超える予算を使っており、適正価格と安定供給のために、行政の責任や役割をもっと発揮すべきです。